



マイナ保険証をご利用ください

-令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-



- 令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**有効期限まで**使用可能です。
※なお、転居等で住所や負担割合等が変わった場合、使えなくなります。
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、医療を受けることができます(マイナ保険証を紛失等した場合は、申請いただくことで「資格確認書」が交付されます)。

マイナ保険証を使うメリット

1 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を**20円節約**でき、自己負担も低くなります。

2 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測**して治療に役立てることができます。また、**お薬の飲み合わせや分量を調整**してもらうこともできます。

3 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が免除**されます。

山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館2階
TEL:055-236-5671 FAX:055-235-6373
ホームページ:<https://www.yamanashi-iryokouiki.jp>

後期高齢者医療制度の保険料率改定のお知らせ

令和6年度
令和7年度



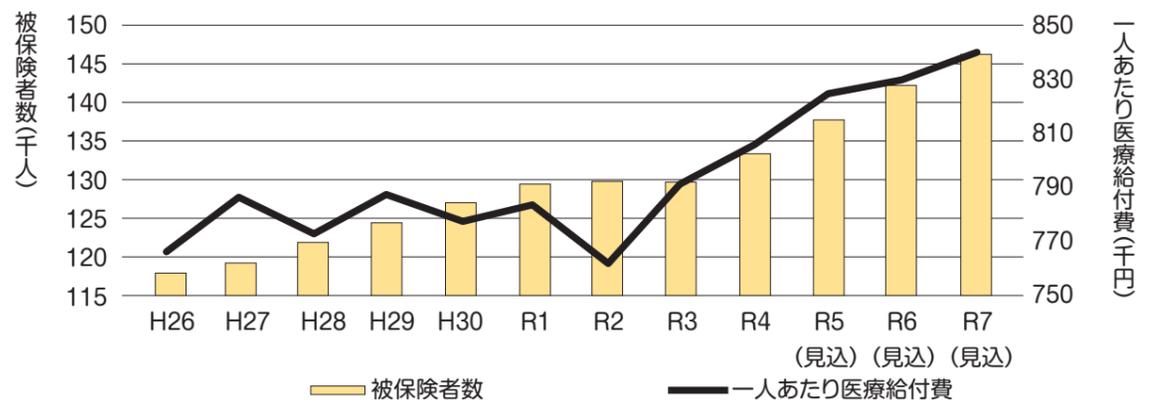
令和6・7年度の保険料率について

後期高齢者医療制度では、医療費の自己負担額を除く費用(医療給付費)を、国・県・市町村が約5割、現役世代(0~74歳)が約4割を負担し、残りの約1割を皆様の保険料で賄っています。一人ひとりの保険料は、保険料率に基づいて計算され、その保険料率は2年ごとに見直されます。

令和6・7年度の保険料率は、今後2年間の医療給付費等の見込みに対応できるように次のとおり改定いたします。

令和4・5年度の保険料率		➔	令和6・7年度の保険料率	
均等割額	40,980円		均等割額	50,770円
所得割率	8.30%		所得割率	11.11%

※均等割額の軽減措置は継続されています。所得割率については、令和6年度に限り一定以下の収入の方に配慮措置があります。詳しくは中面をご覧ください。



後期高齢者医療制度では「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険料率を2年に1度見直すこととなっております。今回、令和6・7年度の保険料率の増額改定の背景と致しましては、「団塊の世代の加入による被保険者数の増加」や「被保険者一人にかかる医療給付費の大幅な増加」、国の制度改正による「出産育児支援金の導入」、「後期高齢者負担率の増加」が挙げられます。

将来の後期高齢者医療制度を展望する中で、安定的かつ適切に運営するためには被保険者の皆様にも応分の負担をお願いしなければなりません。厳しい状況ではございますが、後期高齢者医療制度を持続可能なものとするために、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

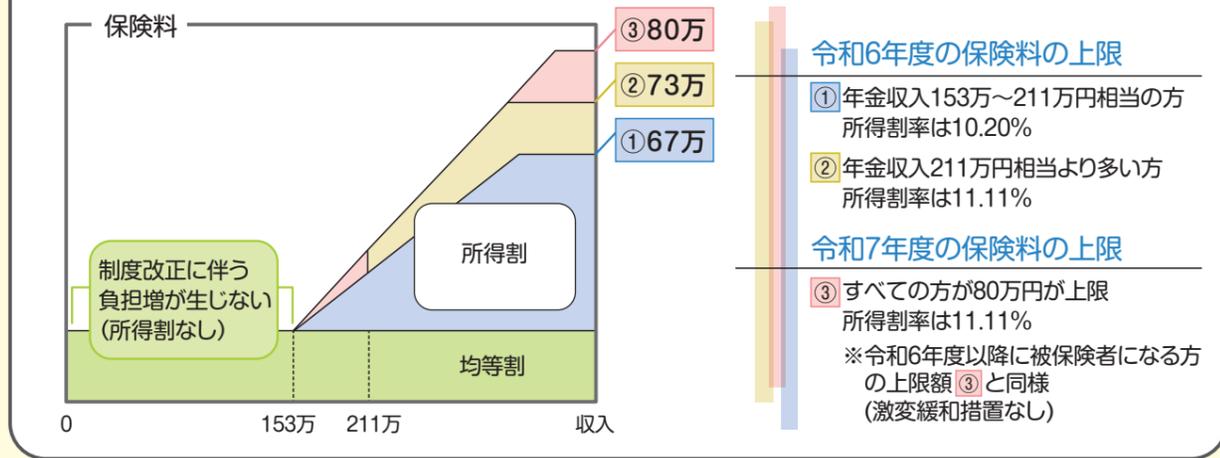
保険料の決まり方



保険料賦課限度額
令和6年度:73万円、令和7年度:80万円

中間所得層の負担軽減と、上位所得者への応分の負担を求める観点から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正され、賦課限度額が66万円から80万円に変更となりました。^{※1}

^{※1} 令和6年3月31日以前に資格を取得した方(後期高齢者の方)及び令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得した方と、令和6年4月1日以降に被保険者になる方で、**令和6年度**の賦課限度額が異なります。
 年金収入153万~211万円相当の方の令和6年度の所得割率は、10.20%になります。



保険料には軽減措置があります

所得の低い方へ 世帯の所得に応じて、均等割額が次のとおり軽減されます。

均等割額が軽減される世帯	軽減割合
同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等が ① 「基礎控除額 43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)」以下の世帯	7割
② 「基礎控除額 43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)+29.5万円×被保険者数」以下の世帯	5割
③ 「基礎控除額 43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)+54.5万円×被保険者数」以下の世帯	2割

- 公的年金を受給されている方は、年金所得から15万円控除した金額で判定されます。
- 「給与・年金所得者等」とは、被保険者および世帯主かつ所得が0より大きい人が対象となります。
- 軽減判定の際は、所得税における「専従者控除」、「居住用財産が収用により譲渡された場合等の課税の特例」の適用はありません。

保険料軽減の計算例(単身世帯で年金収入210万円のみの場合)

均等割額 (令和6・7年度)
 均等割軽減判定額: 年金収入210万円-公的年金控除110万円-特別控除15万円=85万円
 85万円 < 97.5万円 = 43万円 + 10万円 × (年金所得者1人-1) + 54.5万円 × 1人
 均等割額 50,770円 × (10割-2割) = 40,616円

所得割額 (令和6年度)^{※1}
 賦課のもととなる所得金額: 210万円-公的年金控除110万円-基礎控除43万円=57万円
 57万円 × 所得割率10.20% = 58,140円
 令和6年度 保険料額 = 均等割額 + 所得割額
 令和6年度 保険料額 = 40,616円 + 58,140円 = 98,750円 (10円未満切り捨て)

所得割額 (令和7年度)
 賦課のもととなる所得金額: 210万円-公的年金控除110万円-基礎控除43万円=57万円
 57万円 × 所得割率11.11% = 63,327円
 令和7年度 保険料額 = 均等割額 + 所得割額
 令和7年度 保険料額 = 40,616円 + 63,327円 = 103,940円 (10円未満切り捨て)

職場の健康保険などの被扶養者だった方へ

職場の健康保険などの被扶養者だった方は、加入した月から24ヵ月までの期間に限り、保険料の均等割額^{※2}が5割軽減されます。なお、所得割額は課せられません。

^{※2} 所得に応じた軽減措置と減額割合の高い方を適用します。

対象となる方

資格を取得した日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者だった方(国民健康保険及び国民健康保険組合は対象となりません。)

令和6・7年度の保険料の具体例



① 単身世帯の年間保険料額(概算)

単身世帯の被保険者本人の収入が、年金収入のみとした場合

年金収入	均等割額軽減割合	令和5年度	令和6年度 ^{※1}	令和7年度
153万円	7割	12,290円	15,230円	15,230円
190万円	5割	51,200円	63,120円	66,490円
210万円	2割	80,090円	98,750円	103,940円
300万円	軽減なし	162,990円	214,080円	214,080円

② 2人世帯の年間保険料額(概算)

夫婦2人世帯(夫婦共に後期高齢者医療制度の被保険者)で、夫婦共に公的年金収入のみで、妻の公的年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	均等割額の軽減割合	令和5年度		令和6年度 ^{※1}		令和7年度	
		夫	妻	夫	妻	夫	妻
153万円	7割	12,290円	12,290円	15,230円	15,230円	15,230円	15,230円
190万円	5割	51,200円	20,490円	63,120円	25,380円	66,490円	25,380円
250万円	2割	113,290円	32,780円	148,380円	40,610円	148,380円	40,610円
300万円	軽減なし	162,990円	40,980円	214,080円	50,770円	214,080円	50,770円